

# 公益財団法人目黒寄生虫館

## 競争的研究費による間接経費の取扱方針

### 1. 公益財団法人目黒寄生虫館における国の競争的研究費による間接経費の取り扱い

国の競争的研究費獲得により配分された間接経費は、公益財団法人目黒寄生虫館（以下「この法人」という。）の定款第3条第1項に挙げる「研究等事業」の補助金収入として処理をする。競争的研究費による研究の実施に伴う研究環境の改善ならびに法人全体の研究機能の向上に活用するために間接的に必要となる経費として使用する。

#### (1) 間接経費の運用方法

- 1) 複数の競争的研究費を獲得した場合は、それらの競争的研究費に伴う間接経費をまとめて使用するなど効率的かつ柔軟に対応する。
- 2) 間接経費の使用に当たっては適正に執行し、使途の透明性を確保するものとする。

#### (2) 間接経費の使途費目は以下に挙げるとおりとし、この範囲で選択し執行する。

「研究等事業」に係る関連経費

- ① 共通的に使用される研究備品等に係る備品費、消耗品費、その他の経費
- ② 研究室の設備、ネットワーク等の整備に関する修繕費、リース料、委託費、その他の経費
- ③ 研究成果の展開・広報等の事業に係る印刷製本費、その他の経費
- ④ 特許関連経費
- ⑤ 研究支援者等に係る人件費、謝金

### 2. 事務手続等

譲渡に係る事務手続き・研究代表者の所属機関変更に係る手続き等は、資金配分機関の定め等に基づき実施する。なお、科学研究費補助金の場合は以下の通りとなる。

<間接経費の譲渡に係る手続き>

- 1) 研究代表者及び研究分担者（以下「研究当事者」という。）は、この法人に間接経費を譲渡する。
- 2) 間接経費は交付決定（補助金納入）後、速やかに科研費口座から公益会計口座へ振り替えるものとする。
- 3) 事務局は、年度内に当該年度の間接経費の支出の用途について検討し、理事長の了承を得なければならない。また、研究当事者が間接経費の用途に何らかの要望がある場合には、事務局はその適切性を判断し、可能な範囲でこれを受け入れるものとする。
- 4) 事務局は、年度末までに間接経費の算出を行い、研究者へ報告する。間接経費実績報告書は、「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」を通じて提出する。

＜研究代表者の異動に係る手続き＞

1) 間接経費を受け入れる研究機関への異動

所属機関に間接経費の譲渡を行った研究当事者が、他の研究機関に異動する場合で直接経費の残額がある場合には、直接経費残高の 30%相当額の間接経費を異動先の研究機関に直接送金する。

2) 当法人から間接経費を受け入れない研究機関への異動

間接経費を受け入れる研究機関に所属していた研究当事者が、これを受け入れない研究機関に異動する場合は、「間接経費交付決定額変更申請書」により文部科学省又は日本学術振興会に申請し、未使用の間接経費を返還する。

3) 間接経費を受け入れない研究機関から当法人への異動

間接経費を受け入れない研究機関に所属していた研究代表者が異動となった場合、「間接経費交付決定額変更申請書」により申請を行い、承認を得るものとする。

4) 補助事業の廃止

補助事業を廃止する場合は、直接経費の残額の 30%相当額の間接経費を直接経費とともに返還する。

### 3. 取扱方針の見直し

この方針の見直しは、理事会の承認を得て行うものとする。社会情勢に応じて随時見直し、効率化・適正化を図るよう努める。

附 則

1. 平成 26 年 9 月 1 日 理事長裁定
2. 令和 3 年 6 月 6 日 理事会承認